

災害時における福祉用具等物資の提供協力に関する協定

京田辺市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）は、京田辺市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の支援要請に基づく、乙の支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対し、福祉用具等物資（以下「物資」という。）を供給要請する際の必要な事項を定めるものとする。

（支援要請）

第2条 甲は、災害時において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その調達、加工、製造が可能な範囲内で物資の供給を要請するものとする。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の号に掲げるもののうち、甲からの要請時点で乙が調達、加工、製造が可能な物資とする。

- (1) 乙が提供可能な福祉用具及び衛生用品、医療機器
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 甲は、第2条の規定により要請を行うときには、「物資調達要請書」（別紙1）をもって乙に対して要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

2 甲及び乙は、災害時における物資の供給を円滑に実施するため、それぞれの連絡責任者を定めるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を「物資調達可能数量・措置の状況報告書」（別紙2）により甲に報告するものとする。

（運搬及び引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として、乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者による運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、該当場所に京田辺市職員又は甲の指名する者を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（費用）

第7条 第2条により調達した物資の対価及び加工費、梱包費、運搬費等は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する額は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議して決定するものとする。

（費用の支払い）

第8条 甲が引き取った物資の対価並びに乙が行った加工、梱包、運搬の費用は、乙からの請求後、速やかに甲から乙に支払うものとする。

（疑義の協議）

第9条 この協定に定めない事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

（適用）

第10条 この協定は、平成25年11月29日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年11月29日

甲 京都府京田辺市

京田辺市長

石井明三

公印

乙 一般社団法人日本福祉用具供給協会

理事長

東島賢治

公印